

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行します。